

文教くらし委員会記録

開催日時 令和3年12月10日(金) 13:04~16:23

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

森山 賀文 委員長

亀甲 義明 副委員長

樋口 清士 委員

阪口 保 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

粒谷 友示 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 吉田 文化・教育・くらし創造部長

金剛 こども・女性局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 5名

議 事

(1) 請願の審査について

請願第9号 将来につながる「県立奈良高校と平城高校の融合をすすめる」

請願

(2) 議案の審査について

議第105号 令和3年度奈良県一般会計補正予算(第6号)

(文教くらし委員会所管分)

議第111号 県吏員職員退職料条例等の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

議第113号 奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

議第117号 高等学校整備事業にかかる請負契約の変更について

議第119号 県立高等学校の教育用機器の取得について

(3) その他

<会議の経過>

○森山委員長 それでは、ただいまから文教くらし委員会を開会します。

本日は、請願の紹介議員として佐藤議員が出席されていますので、ご了承願います。

また、密集・密接を避けるため、当面の間、各委員会室の傍聴人を5人に制限していますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、請願の審査を行います。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案及び請願の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご理解願います。

当委員会に付託を受けました請願第9号、将来につながる「県立奈良高校と平城高校の融合をすすめる」請願については、お手元に配付した資料のとおりです。

請願第9号について、紹介議員である佐藤議員に、請願の趣旨を説明願います。

なお、説明は着席にてお願いします。

○佐藤議員 それでは、よろしく申し上げます。着席にて失礼をさせていただきます。

今回の請願において、趣旨を紹介議員として補足説明させていただきます。

まず、内容については、お手元にお配りしている内容のとおりです。本請願は、前文と3項から成る要点を添えた内容で構成されていますが、補足させていただきますと、請願者の持ってこられた原文を、紹介議員として多少の添削はアドバイスこそさせていただきましたが、請願者の意向を極力反映すべく、ほぼ原文のままとさせていただいています。

その内容は、前文においては、簡潔明瞭にこれまでの経緯を説明し、平城高校存続を求める累計で約4万筆の署名がされた点にも触れ、多くの方々が閉校となってしまう平城高校存続の伝統継承を願っている点について、併せて述べさせていただいています。

3項の要点は、1つ目に、これからのことについて、2つ目は、これまでのことについて列記させていただき、最後に、教育委員会が、責任を持って、表題にあるように、両校の融合を進めていくことを求めています。

改めて申し上げるまでもありませんが、なぜこの時期に、なぜこの内容でこの請願が出てきているかについては、一つに、請願が採択され、反映されるならば、平城高校在校生が在籍している最後の機会であると思います。また、これまで各議員が尽力してこられた

ことを踏まえても、この時期に、この内容がふさわしいと紹介議員として捉えています。時計の針が2周も3周もした高校再編において、本請願はまさしく原点回帰であり、今後のためにも必要な一区切りでもあるかと思えます。また、数か月後には卒業してしまう在校生に対し、我々がいかように送り出すのか、今、問われているわけであります。

卒業していった生徒や地域住民の方々の思い、さらにはこれまで積み重ねられてきた平城高校の歴史、伝統、文化を尊重し、そして何より最後の在校生に寄り添ったご審議をお願いしたく、私からの趣旨説明とさせていただきます。何とぞよろしく申し上げます。

○森山委員長 それでは、ただいまの説明について、紹介議員に対する質疑があればご発言をお願いします。

ないようですので、紹介議員に対する質疑は終わります。

紹介議員はご退席願います。

それでは、請願第9号について審査を行います。

請願第9号について、ただいまの説明を含めて、質疑があればご発言をお願いします。

○樋口委員 この請願に関しまして、平城高校の関係の方からと私は認識していますが、平城高校側からのご意見ということで、この1つ目の項目については異存のないところですけれども、2つ目、3つ目の項目については、奈良高校の関係の方がどう思われるのかというところが非常に大事なポイントになると思えます。この文面から推しはかることはできませんので、長年、再編に関わって、奈良高校、あるいは平城高校の方々と意見交換をしてこられた教育長に、この件についてどのようにお考えか、お伺いします。

○吉田教育長 融合を進めていくことで、特に、2つ目と3つ目が奈良高校の自律性や自主性を失う、損じるのではないかという意味も含めてお聞きになっていると思いますが、私自身はこの請願を次のように捉えています。

まず、融合とは、1つにとけあうことです。とけあうという言葉の中には、物質が混ざり合って1つになるという意味もありますし、もう一つは、わだかまりがなくなって仲良くなる、互いに打ちとけあう、理解し合うといった意味もあります。融合という意味の中に、とけあうという意味があるならば、私自身が1つに統合する案や、移転する案を考えてきた中で、移転時に平城高校の伝統をどのように継承するかについては、常々考え、学校長とも相談してきました。平城高校の伝統を青丹祭、平城山祭という具体的な行事で一つにまとめるかということも、過去には考えたこともありました。例えば奈良高校の生徒会に、平城山祭ができるのかどうか問いかけたこともありました。あるいは平城山青丹祭

という名前かどうかということも、問いかけたこともありました。

しかし、それは樋口委員のおっしゃるように、奈良高校の生徒会が自主的に判断することになりますので、今、融合して互いに打ちとけあう、理解し合う、3つ目の請願項目の校訓と校風についても、1つに混ぜて何かをつくるという意味ではなくて、それぞれを尊重しながら、お互いに理解し合う形で、この請願を実現すべきではないかと考えていますし、私自身は実現しなければならないものであると考えています。

○樋口委員 分かりました。今の教育長のお考えを聞く限りは、この文面にあるものを、奈良高校側の自主性を損なうことなく実現可能であると確認させていただいたと思います。

○阪口委員 請願項目の1つ目については大いに賛成です。

2つ目について教育長に質問します。文化祭やクラブ活動は、生徒の自主的・自発的な活動なのです。学校長と教育長が話しをされて、融合で良いと言われているかも知れませんが、本来、自主的・自発的な活動には在校生等への意見聴取をすべきであって、上で決めていくことは、学校の自治を尊重しないことになります。高校再編も、平城高校の在校生や保護者等の意見を聞かずに進めた結果、再編してこういうことになっていると思うのです。

私は、奈良高校の在校生の保護者にも、この請願について意見聴取をしています。そうすると、在校生は、干渉されることにどうも賛成しかねるという回答が来ているのです。意見聴取を、在校生にしているのか。

もう一つは、融合ということがよく分からなくて、それであれば、最初から教育長は、奈良高校と平城高校の統合案を出すべきではないかと思いますが、その2点についてお聞きします。

○吉田教育長 まずは、統合案も考えた上で、最終的には移転案を教育委員会として結論しました。私はその案で正しかったと、今は思っています。3校の再編、それから移転という案です。

今回の、伝統を継承したりすることに関して、生徒の意見を聴取すべきではないかということについて、先ほど言いましたが、学校運営は校長に任されており、校長とも話し合いをしながら、この問題をどのように取り扱うかは、これから具体的な検討に入ります。案は持っていますが、これから調整しながら検討していくため、生徒の意見聴取は必要ないと、私は思っています。お互いに理解し合うために、学校長がこのような融合、融合案は具体的には出ていませんけれども、融合案をお互いに、教育委員会と学校とで考えていく、

生徒に理解してもらえる形で進めていくべきだと思っています。

○阪口委員 再度質問ですが、私も38年、学校の教師をやっています。本来、いろいろなことを進めていくのは教職員、学校長、教頭も含めた職員会議等で検討し、それを尊重していくことが、学校運営は一番スムーズに行くのです。上だけで決めていくことは、生徒や教職員の意欲をないがしろにする結果になります。

意見聴取をしないなら、職員会議等で、教職員の意見も尊重することが必要ではないかと考えますが、その点についてお聞きします。

○吉田教育長 教育委員会が、移転という考え方でこの再編を実施したのですから、移転に対して問題が出てくるところに関して、やはり我々は真摯に受け止め、そして、それを解決する努力が必要だと思っています。

これまでも、校長とは話し合はしてきましたし、校長からは、今回の請願の件も、職員に下ろしているということです。今後、お互いが理解し合えるような案を作成し、そして、それを実現していくことで、話し合いも含めて進めていきます。

○粒谷委員 この問題については、代表質問でも教育長から答弁をいただきました。その中で、平城高校のレガシーを守るということを教育長が答弁されたので、それについては了とします。

平城高校の1万6,000人の卒業生と、41年の歴史について、どういう形で、形ある建物で残すのか、その点について明確な答えがなかったのですが、例えばこういうことをやりたいというようなものがあれば、お示してください。

○吉田教育長 平城高校の歴史的なものは、部屋を創設し、残していく物理的な残し方をしていこうと思います。

今、粒谷委員がおっしゃっているのは、その伝統をどう引き継ぐかということで、答弁でも申し上げましたように、機能的なものを教育委員会として措置できないか、その機能というものが、お互いを尊重し合えるような機能であるべきであり、そういった機能を措置したいと思います。今はまだ具体的な案を調整していませんので、今、ここで言うわけにはいかないと思っていますが、高等学校には、今までにないような機能を平城高校の校舎に移転することによって、その機能を持つことによって、さらなる発展が遂げられるのではないかと考えています。

○粒谷委員 具体的に言えば、1万6,000人の残った卒業生と、41年の歴史を、ゼロにするのではなく、きちんとしたもので、生徒に喜んでいただけるものをつくりたいと

いう気持ちはあるのです。中身的には、まだこれから議論なさるのでしょうし、いろいろあると思うのですけれども、この歴史を、大事にしてあげてほしいということは私の望みですので、よろしくお願いします。

○今井委員 今回、請願が出され、ここに至るまでに、請願のいろいろな関係者の声をまとめられたことも大変だったのではないかと考えています。これまで平城高校の築いてきた伝統を、融合という方向でつなげて行ってほしいという、この請願者の思いと、先ほど教育長が言われていた思いは、共通しているのではないかと、私は理解しました。

なぜここまで至ったか、いろいろないきさつがありますが、私が思うのは、生徒の声をきちんと真摯に聞くことが抜けていたのではないかと、非常に感じています。この問題が起きたときに、生徒からは、子どもたちが自主的に学校を残してほしいと署名しようと思ったら、そのようなことは抑えられるとか、自分たちが使いやすい、今の体育館を直してほしいという部活の生徒の声も抑えられるとか、子どもの権利が非常に無視されて進められてきた経過をずっと見てきました。ですから、この融合の先に、新しい奈良高校になっていくときに、子どもの権利が本当に尊重され、そうした中でいい伝統を残して、地域との信頼関係を築いていくような学校にしていだけたらいいなど、感じているところです。

平城高校の最後の文化祭のときに、校舎の垂れ幕がかけられていた写真を、見せてもらったのですが、皆様が思っているよりも僕たちは幸福でしたというものがあり、それは、私たち大人が考えている、学校がなくなって、子どもたち大変だな、かわいそうだなと思うのではなく、そういう環境の中で自分たちなりに、本当にいろいろな分野で頑張ってきた、そのような場所がなかったら、もしかしたらそれだけの力が発揮できなかったかもしれないという、また、学校自体はなくなることになるかもしれないのですが、それはそれで、子どもたちにとってはかけがえのない時間だったと感じているところです。

今回、私はこの請願には賛成ですし、県が進める方向も、一緒の方向を向いて、新たな教育を進めていていただきたい、これは私も同じ思いです。

○亀甲副委員長 るるお話が出ていたので、ほぼ出ていると思うのですが、再度質問させていただきます。

私達の会派としても、今回の請願内容について平城高校関係者の皆様と、同窓会関係者の方々にお声を聞かせていただき、吉田教育長にも同席していただきました。先輩議員から、議会で質問なども行ってきたと聞かせていただいています。

また、県立高等学校適正化実施計画も賛成の立場で、山中議員から討論もさせていただ

いており、こういうふうに活用してほしいなど、3つの項目も上げさせていただき、その要望を反映する形で、地域と共にある学校づくりのさらなる推進の項目に、学校と地域の協議会を2020年度から設置する内容が盛り込まれ、要望の際には、様々なメモリアル遺産については現高等学校で保管するという発言が吉田教育長からあったとお聞かせいただいています。

これまで教育委員会として、請願の内容について、奈良高校側にも調整いただき進められたと認識していますが、奈良高校側に対する話合いも含め、どのような認識で進めているのか、教育長にお伺いします。

○吉田教育長 私自身、県立高等学校適正化実施計画を実施させていただきながら、多くの皆様を混乱させたことに対して、本当に申し訳なく思っていますし、それに対して、粒谷委員の質問にもお答えしましたように、繰り返し繰り返し自分の中で内省してきたことも事実として受け止めていただきたいと思います。

そのような中、何年間も積み重ねながら、何を残していけるのか、何を残すべきか考えに考えながら、3年間、奈良高校の校長と、今年度退職しますけれども、このことに関して話をしながら、教育委員会の考えを理解していただきながら、あるいは奈良高校の同窓会、育友会にも理解していただくような努力を校長からしていただきながら、最終的に今回のこの請願につながったと受け止めています。

先ほども言いましたように、融合とはとけあう、すなわちお互いに理解し合う、そして、わだかまりがなくなって仲よくなってもらう、そういった気持ちを込めながら、今後この請願に対する取組をすべきではないかと決意しています。

○亀甲副委員長 両方が本当に理解して、同じ方向へ向いていくのが大切だと私も実感しています。そのとき私はいませんでした。私の学校も統合になっており、ここまでの話にはならなかったのですけれども、統合した、校舎もなくなったほうからすると、いろいろな思いがあると思います。しっかりとこの請願に基づいて、教育委員会として前へ進めたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○森山委員長 ほかになれば、これをもちまして、請願第9号に対する質疑を終わります。

続いて、請願第9号について採決に入ります前に、委員の意見を求めます。

意見がございましたら、ご発言をお願いします。

○樋口委員 自由民主党としては、この請願に賛成します。

○粒谷委員 この請願については、十分に尊重すべきものだと思っていますので、賛成します。

○阪口委員 創生奈良としては、意見はまとまっていません。私個人の意見を言わせていただきます。1つ目については賛成です。2つ目については、文化祭、クラブ活動等について、基本的な考え方において私は賛成できない。本来、文化祭、クラブ活動は生徒の自主的・自発的な活動であり、融合等とは関係なく、伝統を継承するかしないかについては、当然、在校生が主体的に考えていくべき問題なので、こういうことを請願で継承しろと求めていくことは、請願としてはなじまないと考えています。こういう点について、私は、そもそも教師ですので、異論を持っていますから、請願には反対です。

○今井委員 先ほども述べましたけれども、この請願には賛成します。

○亀甲副委員長 公明党としても、賛成します。

○森山委員長 委員各位より、請願第9号の採択について、賛否の意見がありましたので、これについて、起立により採決します。

請願第9号を採決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、請願第9号は、採択することに決しました。

これをもちまして請願の審査を終わります。

次に、議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

それでは、付託議案について、文化・教育・くらし創造部長、教育長の順に説明願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明を願います。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 まず、文化・教育・くらし創造部所管の令和3年1月補正予算案についてご説明します。

令和3年11月定例県議会提出予算案の概要の4ページ、愉しむ「都」をつくるの1段目、食品の検査による安全確認事業では、県内唯一の法定検査を有する民間食鳥処理場が令和4年度当初に開設することに伴い、検査のための機器整備費として1,130万円の補正予算をお願いするものです。

5ページ、健やかな「都」をつくるに係る事業の2段目、国庫返還金では、東京202

0オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業のために積み立てたホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金の残余分を国に返還するための経費として、9,500万円余の補正予算をお願いするものです。

東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン等における感染対策事業では、オーストラリア女子サッカーチーム以外の事前キャンプが中止となったため、9,500万円余の減額の補正予算をお願いするものです。

5ページ、智恵の「都」をつくるの1段目、奈良の文化資源を活かした海外博物館等との国際交流事業については、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド回復を見据え、海外展覧会などの国際文化交流事業に活用するため、文化財復元レプリカなどの制作や成果物を活用したシンポジウムなどを開催する経費として、1億3,000万円の補正予算をお願いするものです。

ムジークフェストなら2022開催事業では、文化芸術活動の活性化を図るとともに、誘客を促進するため、令和4年5月15日から6月5日までの22日間開催する予定です。これらの事業内容を早期に決定し、広報を展開するため、事前準備費用として、1,340万円の補正予算をお願いするものです。また、令和4年度の事業実施にあたり、今年度中に契約事務を行うため、9,140万円の債務負担行為補正をお願いしています。債務負担行為補正については、8ページに追加の6段目にも再掲しています。

続いて、6ページ、その他の1段目、給与改定に伴う減額について、文化・教育・くらし創造部に関する減額分は、一般職2,700万円余です。

続いて、文化・教育・くらし創造部所管に係る条例案についてご説明します。令和3年11月定例県議会提出議案の概要（条例関係）1ページ、議第111号、県吏員職員退職料条例等の一部を改正する条例ですが、民法の改正に伴い関係条例を改正するもので、第3条で、奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正するものです。これは、改正民法で、婚姻による成年擬制の規定が削除されたことに伴い、当該条例に規定する青少年の定義から、婚姻により成年に達したものとみなされた者を除くという部分を削除するものです。施行期日は、改正民法の経過措置により、婚姻により成年擬制の効力が消滅する令和6年4月1日からです。

次に、11ページ、議第113号、奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例です。これは、令和3年12月31日に満了する当該条例で指定している特定非営利活動法人三郷サンサンハウスの指定を更新し、当該法人の行う特定非営利活

動に係る事業に関連する寄附金が個人の県民税の税額控除となる期間を、令和8年12月31日まで更新するものです。施行期日は、令和4年1月1日からです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○吉田教育長 私からは、11月定例県議会提出議案のうち教育委員会に関する事項について、説明します。

令和3年11月定例県議会提出予算案の概要、6ページ、その他の1つ目、給与改定に伴う減額です。教育委員会に関するものは、特別職と一般職を合わせて5億6,800万円余です。

次に、教育委員会所管に係る条例案についてご説明します。

令和3年11月定例県議会提出議案の概要（条例関係）の1ページ、県吏員職員退職料条例等の一部を改正する条例です。教育委員会所管分は、第4、奈良県立高等学校総合寄宿舎条例の一部改正及び、2ページの第5、奈良県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正の2件となります。これらは、民法の改正に伴う成年となる年齢の引下げ等に対応するため、所要の改正をするものです。

次に、教育委員会所管に係る契約についてご説明します。

令和3年度一般会計・特別会計補正予算案その他の109ページ高等学校整備事業に係る請負契約の変更についてです。大宇陀高校改築工事の請負契約の変更に係る議案です。今回の変更内容は、契約金額を11億6,100万円余から1,500万円余を増額して、11億7,700万円余に変更するものです。増額の理由としては、当初の設計段階では把握できなかった箇所において追加工事が必要となったことによるものです。議会の議決後、請負契約を変更する予定です。

次に、111ページをお願いします。県立高等学校の教育用機器の取得についてです。これは、県立高等学校において、BYODによる1人1台端末環境を実現するにあたり、低所得世帯の高校生に貸与するためのノートパソコンを取得するものです。取得金額は1億2,400万円余、相手方は記載のとおりです。議会の議決後、本契約を締結する予定です。

以上が教育委員会所管の提出議案です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○森山委員長 それでは、ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますのでご了承ください。

○樋口委員 補正予算について、1点お伺いします。ムジークフェストなら2022です

が、来年度に第10回目の記念ということで、例年と何か異なる事業は考えられているのか、お伺いします。

○辰巳文化振興課長 ムジークフェストなら2022は来年度で、11年目ですが、1年中止の年を挟み、10回目を迎えます。10回目の記念公演として、まだ計画段階ですが、県の世界遺産の社寺を舞台として、南部と北部で記念コンサートを計画しています。予算にも債務負担行為の部分において、昨年度よりも2,500万円余の増額を要求しているところです。

○樋口委員 昨年度からの増額分とは、追加的に行う世界遺産での公演のことだと思うのですが、以前から申し上げていた動画の配信について、今年度もたくさんの方に視聴していただけたと成果をお伺いしています。次年度も、新型コロナウイルス感染症が去る、去らないに関係なく、動画配信はやっていかれる予定なのか、この点はいかがでしょうか。

○辰巳文化振興課長 来年度のムジークフェストなら2022においても、動画配信を併用する形で計画を進めています。その際、一定のクオリティーの確保が必要と考えているところです。

○樋口委員 全県的にいろいろなところで、いろいろな催しをされるため、できるだけ多くの催しを動画配信することが望ましいと思うのですが、その経費がどれほどのものかはよく分からないのですが、今の見込みで、債務負担行為で上げているこの予算で十分にできるものなのか、この点はいかがでしょうか。

○辰巳文化振興課長 動画配信について、経緯として、今年度、コロナ禍の影響で有観客の予定を無観客に変えて、動画配信を充実してお楽しみいただいたところです。その中で、有観客で予定していた経費を動画配信に振り替えました。来年度においては、有観客を計画していますが、限られた予算の中ですので、動画配信については、有料開催するもののアーカイブ配信や、主立ったものをやらせていただくとともに、何らかの形で工夫して、より多くの公演を動画配信させていただきたいと考えているところです。予算の範囲内と考えています。

○樋口委員 1点、ぜひ考えていただきたいことは、全てプロを入れて実施すると、高つくことにもなると思います。いろいろなイベントで、ボランティアや、アマチュアに近いセミプロ、あるいはプロだけれど、ボランティアとして低額でやってもいいというような、いろいろな方がいらっしゃると思うのですが、そういう方々のご協力を募り、できるだけ多くのコンテンツを集めてご紹介することができたらいいなと思いますので、事業を

進めていく上で、一度ぜひご検討いただければと思います。

○今井委員 議第119号に出ています県立高等学校の教育用機器の取得についてお尋ねします。

今回、1億2,000万円ほどの予算が出ていましたけれども、大体幾らぐらいのパソコンを、どれぐらいの数導入されようとしているのか。また、全体の生徒の中で、どれぐらいの割合の方がこのパソコンを使用することになるのか、その辺りのことをお尋ねします。

○熊谷教育政策推進課長 1台当たりのパソコンの単価は、今のところ、4万2,000円弱を見込んでいます。台数については2,939台を予定しています。

生徒の数については、低所得者の方の世帯を勘案し、過去3年間の奨学給付金受給世帯と各学校の入学者数を基に算出しています。

○今井委員 本来なら全ての生徒のパソコンを無償で提供してほしいと思っています。低所得の方に購入することには反対ではありませんが、支給されてるパソコンを使う生徒と自前で持ってきている生徒と分け隔てがないような、支給されたパソコンを使う生徒が萎縮することがないような工夫は、どのように考えていますか。

○大石教育研究所長 全体の整備の話であり、私から答えます。今井委員がご心配いただいていることは、私達も考えており、端末が貸与分であるかどうか、明らかに分からない形で配付させていただきたいと思っています。

○今井委員 ぜひ、そうした配慮をしていただきたいと思います。

これに関連して、いろいろと聞いていると、小・中学校でも1人1台のパソコンが支給されており、広げると机が狭いとか、持ち運びするのが非常に重いとか、最近では、パソコンを開けるといろいろなメールがどんどんと来て、同意を求められるような画面が出ると、親もなかなか判断できず、子どもも分からない間にそれをクリックしてしまう、また、ウイルスが入ってくるという問題が起きて、大変苦慮している話も聞いていますので、パソコンに関わる様々な問題を細かく把握して、適切な対応をしていただくようお願いします。

○亀甲副委員長 今、今井委員からお話があった件で、低所得者の方に、3年間様子を見て対応するという話を聞きましたが、コロナ禍の中、経済状況も今後どうなるのかも分からない状況で、急遽、家庭の事情が変わった方や、低所得者に準ずる方への対応は、どのように考えておられるのかお聞かせください。

○熊谷教育政策推進課長 先ほど申し上げたように、2,939台のパソコンの中には、

予備機も入っており、コロナ禍等において、急激に家計状況等が変更された家庭には、柔軟に対応しなければならないことも十分に考えられます。その対応については、教育研究所に予備機を備えて、貸出することを考えています。

○亀甲副委員長 柔軟に対応していただけるということで、どうかそのような環境をしっかりとつくってあげてほしいと思います。

もう1点ですが、予算案の概要5ページの、奈良の文化資源を活かした海外博物館等との国際交流事業は、負担区分は国が10分の10で、1億3,000万円と大きな額ですので、もう少し詳しく内容を聞きたいと思います。

○中川文化資源活用課長 奈良の文化資源を活かした海外博物館等との国際交流事業の内容については、文化庁のモデル事業として実施するもので、具体的な内容は、焼損前の法隆寺金堂壁画や発見当初の高松塚古墳壁画などの復元レプリカの制作、また、飛鳥時代から奈良時代の国際交流をテーマとした動画コンテンツの制作、これら制作物を活用したオンライン配信を予定しています。

県としては、今年度の事業成果を来年度以降も海外博物館等との国際交流事業などに活用できるよう、しっかりと取り組むたいと考えています。

○亀甲副委員長 ポストコロナを見据えた、インバウンド回復に向けての取組の一つだと思っています。

期間がこの年度末までの取組になると思います。期間が短いので、速やかにやっていただきたいと思います。

また、資料の中でも書かれていましたが、新たな日常に対応した収益力の強化等の経営転換や、日本文化の発信機能の強化が重要である、海外と連携し、ポストコロナに向け、持続的な国際交流モデルを構築するデジタル技術を活用した取組を前倒しして実施することによって、停滞している国際交流を再び軌道に乗せ、新たな展開を切り開くと書かれていました。文化財の保存と活用は、本当に奈良県にとっても大事なことであると思っています。

また、以前、当委員会で行いました多言語化についても、国際的に奈良県の魅力の発信や、保存活用のために、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。これは要望とします。

○森山委員長 ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

- 樋口委員 自由民主党といたしまして、全ての議案に賛成します。
- 粒谷委員 自民党奈良も、全ての議案に賛成します。
- 阪口委員 創生奈良も全ての議案に賛成です。
- 今井委員 一般職の給与の引下げが入っていますので、反対します。
- 亀甲副委員長 公明党としても賛成します。
- 森山委員長 それでは、ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

まず、議第105号中・当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決します。

議第105号中・当委員会所管分を原案どおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第105号中・当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第111号中・当委員会所管分、議第113号、議第117号及び議第119号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付していますので、ご了承願います。

その他の事項に入ります。

文化・教育・くらし創造部長から、なら歴史芸術文化村の活用策の検討について、奈良県文化振興大綱の改定について、奈良県犯罪被害者等支援計画の改定について、橿原市に

おける新たなスポーツ拠点施設整備の推進について、こども・女性局長から、(仮称)奈良っ子はぐくみ条例の制定について、第2次奈良県子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画の策定について、(仮称)奈良っ子はぐくみ基本方針の策定について、教育長から、令和3年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書(令和2年度対象)について、県立高等学校適正化の推進に係る検証報告書について報告を行いたいとの申出がありましたので、ご報告願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご報告を願います。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 私からは4点あります。

1点目のなら歴史芸術文化村の活用策の検討についてご説明します。資料1の10月に開催した、なら歴史芸術文化村コミッション会議の概要について報告します。

1ページ目、10月27日に、ホテルリガール春日野において、記載の委員にご出席いただき、会議を開催しました。開村日を令和4年3月21日とすること、文化村の活動理念や取組展開について、2ページ以降の資料を用いて説明しました。

2ページ目、なら歴史芸術文化村の活動展開です。文化村の開村日を令和4年3月21日とすることを公表し、文化村における活動の理念として、3点について説明いたしました。1、来村者との交流を重視し、一人ひとりの感性や知識、関心に寄り添い、自発的な学びを支えること、2、山の辺の道をはじめ関連する地域を一体として捉えた広がりのある地域振興策を展開すること、3つ目、取組みの質の向上のため多種多様な人脈を構築すること、これらの理念に基づいて展開する事業が、四角囲みの①から④です。内容については、3ページ以降を用いて説明しています。

3ページ目、歴史文化資源の継承及び活用に関する事業です。文化財修復・展示棟において、文化財4分野の修復作業現場の公開解説や、修復作業の担い手育成のための研修・講座を実施するほか、企画展の開催などを行います。

4ページ目、芸術文化活動の振興に関する事業で、芸術文化体験棟において、国内外のアーティストを招聘し、作品展示やワークショップを開催するほか、幼児向けアート音楽プログラムを実施することとしています。

5ページ目、にぎわいづくり・情報発信です。交流にぎわい棟で、食と農の体験セミナーや伝統工芸ワークショップなどを開催するほか、情報発信棟にはコンシェルジュを配置し、ドライバーやウォーカーなど多様な来村者に向けて情報発信を行います。

6ページ目、なら歴史芸術文化村の運営・プロモーションです。文化村に入居する実施

主体の連携を図るため、運営協議会を設置して、今後、定期的に協議を図っていきます。また、来村者の利便性の確保、集客性向上のための交通アクセスの検討状況や広報プロモーションについて説明したところです。

7ページ目、令和3年度から令和4年度のスケジュール（案）をまとめた資料です。

これらの説明を踏まえ、各委員からいただいた意見をまとめたものが、1ページの下段に記載しています。開村準備や開村後の効果的な運営に努めていきたいと考えています。

続きまして、奈良県文化振興大綱の改定についてご説明します。資料2をご覧ください。

まず、奈良県文化振興大綱の改定の考え方の趣旨ですが、文化の力をどのように活用するかが文化振興大綱の本旨であることなどを整理しています。

次に、改定の特徴として、2点掲げています。1点目は、保存一辺倒を脱却し、文化資源の活用を重視すること、2点目は、生涯にわたり文化活動ができる環境を整えることです。この考えに基づき、従来の文化振興大綱を文化資源の活用と文化活動の振興の2つに再構成し、それぞれの特徴を明確にして、施策のさらなる推進を図ることとしたいと考えています。

再構成の案としては、資料の1ページ目の奈良県文化振興大綱改定案をご覧ください。文化振興とは、文化資源の活用を促す取組と各人の精神高揚活動を引き起こす取組の大きく2つの取組であると考え、文化資源の活用分野では、文化資源との対話によるその本質的価値の理解を意義として、文化資源活用大綱を策定し、施策を推進します。また、文化活動の分野では、心を耕し、内面を豊かにする文化活動を促すことを意義として、文化活動振興大綱として策定すべく作業を進めているところです。それぞれの大綱では、記載の項目を施策の柱とし、相互に連携しながら、奈良県の文化行政を推進します。

2つの大綱の概要等については、2ページ目、3ページ目記載のとおり検討しています。

なお、大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の3第1項で規定する文化の振興に関する総合的な施策の大綱に当たり、同法同条第2項の規定により、改定に際して奈良県総合教育会議に諮り、協議が必要とされています。本日の資料にて、先日12月1日に、奈良県総合教育会議に諮り、協議をしたところです。今後、パブリックコメントを実施した上で、2月議会の本委員会において、最終的な大綱をご報告させていただき、令和3年度末の策定を目指したいと考えています。

次に、奈良県犯罪被害者等支援計画の改定についてご説明します。お手元の資料3-1、奈良県犯罪被害者等支援計画（改定案）の概要をご覧ください。

奈良県犯罪被害者等支援計画は、犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づく地方公共団体への要請に応え、奈良県犯罪被害者等支援条例第9条の規定に基づき、本県における犯罪被害者等への支援施策に関する大綱となるもので、今回の改定の計画期間は、令和4年度から令和8年度の5年間です。

1 ページ目に記載のとおり、犯罪被害者の方々は、生命、身体、財産に対する直接被害に加え、心身の不調や不安、精神的、経済的な負担、周囲の人の心ない言動などによる二次的被害など、生涯にわたり継続する不安や恐怖があり、犯罪被害者等に対する様々な支援が求められているところです。

奈良県の犯罪認知件数は、1にあるように、重要犯罪、性犯罪とも横ばいとなっていますが、2にあるように、犯罪被害者の状況として、公益社団法人奈良犯罪被害者支援センターへの相談件数は増加しており、そのうち性暴力、性犯罪の相談件数も増加している状況です。また、性被害を受けた人の約60%がどこにも相談していないとの調査結果も出ており、行政に期待する取組としては、弁護士の紹介やカウンセリング、経済的支援が多くありました。

国においては、令和2年度末に、第4次犯罪被害者等基本計画が策定されており、これらの犯罪被害者等が置かれている現状や課題と国の計画を踏まえ、奈良県犯罪被害者等支援計画を改定し、犯罪被害者支援の取組をさらに推進させるため、施策の充実を図りたいと考えています。

施策については、2 ページ目の第3章施策の大綱に記載のとおり、3つの柱に体系化して推進することとしています。1つ目は、犯罪被害者等への経済的支援の情報提供やカウンセリング事業の充実、居住や雇用の安定、日常生活の支援など、日常生活回復に向けた支援の提供、2つ目は、市町村及び関係機関との連携、人材育成、調査研究など、支援体制の整備・充実、3つ目は、県民への広報啓発やインターネットリテラシーの向上を図る教育啓発活動などによる県民への理解促進を推進することとしています。

改定に当たり、奈良県犯罪被害者等支援施策協議会を開催し、有識者や関係機関の方々からもご意見を頂戴する予定です。

今後のスケジュールについては、12月中旬よりパブリックコメントを実施した上で、次の2月議会の本委員会において、最終的な改定計画をご報告し、令和3年度末の改定を目指したいと考えています。

なお、資料3-2は、この計画の本体案です。

資料4、櫃原市における新たなスポーツ拠点施設整備の推進についてご説明します。

県の櫃原公苑と櫃原市の櫃原運動公園の一体的整備について、6月議会の本委員会でご報告しましたが、その後の状況について、改めてご報告します。

6月議会の報告内容ですが、1にあるように、令和2年8月に県と櫃原市が協議を進めていくために覚書を締結し、同年12月に県の考え方を市に提示、本年5月に改めて覚書を締結し、縣市双方の議会の了承を得て進めることとした、このような経緯を報告したところです。

2にあるように、本年8月30日に県から市に対して、新たに4項目、施設配置、施設整備、施設運営、手続や負担の考え方を提案し、櫃原市と協議を進めました。

3にあるように、11月22日に開かれました櫃原市議会の特別委員会において、県が提案している両施設を全部交換して施設整備を行う案について審議され、賛否を確認された結果、過半数の議員に理解を得られなかった、賛成少数となったことを、同日に櫃原市長から報告を受けたところです。

この報告を受け、4にあるように、11月26日の定例記者会見において、知事から県の考え方を表明したところです。1つ目は、県としては残念ではあるが、今回、市議会の結果を受けて、両施設の一体的整備については断念することとしたこと、2つ目は、県立施設である櫃原公苑を活用して、国体開催に向けた施設整備を検討すること、3つ目は、詳細は今後検討を進めるとともに、櫃原市長とも十分相談しながら決めていきたいこと、4つ目は、国体開催が10年後となり、施設を整備するに時間的余裕がないため、できるだけ早期に施設整備全体の県の考え方を取りまとめたいこと、以上の4点です。

なお、ご参考までに、10年後の国体開催に向けたスケジュールを記載しています。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○金剛こども・女性局長　こども・女性局で、今年度の策定を目指している条例や計画など、3つの案件について、現在検討中の概要をご説明します。

資料5、(仮称)奈良っ子はぐくみ条例の制定についてです。2月の定例県議会に条例案を提案することを目指し、現在作業を進めており、その概要となります。

まず、1、条例制定の背景です。子どもの育成に関しては、様々な法令に基づき、国・地方において、多岐にわたる分野での施策が実施されています。しかし、子どもをどのように育成していくのかという基本的事項については、施策横断的な一貫した理念が明確になっていないのではないかと考えます。特に、乳幼児期の施策は、保育が教育と分かれて

実施されるなど、子ども本人のためにどのような育ちの環境を整えていくのかという観点
が置き去りにされているのではないか、このため、福祉の現場を持っている地方の立場から、
県が明確な理念を持ち、子どものはぐくみに取り組む内容を明らかにするため、条例
を制定したいと考えています。

次に、2、基本理念と施策展開の柱です。

基本理念は、次の3点です。1つ目は、子ども本人のためという視点に立って子どもを
はぐくむことです。子どもの多様な個性を尊重した、一人ひとりに応じたはぐくみにより、
本人の成長の可能性を最大限に広げる。子どもの権利が保障され、個々の子どもにとって
最善の利益となるようにはぐくむという点です。2つ目は、どのようなはぐくみ方が子ども
の発達に最も有益であるか、科学的な視点に立ち、発達段階に応じて子どもをはぐくむ
ことです。3つ目は、市町村と協働し、県民、事業者等の協力を得て、保護者と共に社会
全体で子どもをはぐくむことです。

施策展開の4つの柱は、1、子どもの健やかなはぐくみ、2、経済的困難を抱える家庭
への支援、3、困難な状況に置かれている子どものセーフティネットづくり、4、子育て
家庭のあらゆる困り事の解決の4つとしています。

1から3までの柱では、それぞれ1ページ目に記載の項目を位置づけていきます。4の
子育て家庭のあらゆる困り事の解決については、現在、福祉分野において、様々な家庭に
おける困り事を包括的に把握し、適切な支援につなげる仕組みづくり等を検討しています
ので、これと整合を取る内容にしたいと考えています。

2ページ目、条例の現在の骨子案です。

条例の目的は、特に、2つ目に記載しているとおり、すべての子どもが社会の一員とし
て、心身ともに健やかに成長することができる社会を目指したいと考えています。

基本理念は、先ほど申し上げたとおりです。

県の責務、市町村や県民などの役割等は、県は、子どものはぐくみに関して、共通の方
向性を目指す市町村との連携協働体制に基づき、取組を推進します。また、4つ目ですが、
県は、市町村と共に地域社会と一体となって、自主的かつ自律的に子どものはぐくみに取
り組みたいと考えています。

次に、基本的施策の展開です。先ほどの施策展開の4つの柱ごとに内容を記載していま
す。子どもの健やかなはぐくみについては、乳幼児の心と体を育てるはぐくみ、これは、
保育と就学前教育の内容です。放課後児童クラブやこども食堂等のはぐくみの場の充実、

男性が子育てに参画しやすい環境の整備、子どもの意思を表現する機会を通じたコミュニケーション能力の向上といった内容を盛り込みたいと考えています。

経済的困難を抱える子育て家庭への支援では、経済的自立に向けた支援とひとり親家庭の子どものはぐくみを、困難な状況に置かれている子どものセーフティネットづくりでは、児童虐待から子どもを守るための諸施策と社会的養護による子どものはぐくみ、子育て家庭のあらゆる困り事の解決では、あらゆる困り事を把握し、適切な支援につなげる仕組みの推進と体罰によらない子育てを応援する社会づくりを位置づけたいと考えています。

その他の措置とスケジュールについては、記載のとおりです。

次に、資料6-1、第2次奈良県子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画（案）、通称名、奈良っ子未来輝きプランの概要です。令和4年3月の策定を目指しています。

まず、Iの1、計画策定の趣旨ですが、すべての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、安心感と希望を抱きながらはぐくまれる社会の実現に向けて、経済的困難を抱える家庭やひとり親家庭の子どもの育ちと子育てを支えるための中期的な方針と推進施策を示すものです。

3、計画の策定経緯ですが、昨年11月に計画案を取りまとめ、本委員会にご報告していましたが、その後、新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭等に及ぼす影響を踏まえた計画とするため、計画策定を今年度に延期してしました。このたび、実態把握を踏まえて取組を強化する計画案に見直しました。

また、本計画は、令和4年度からの5年間の計画として策定しますが、先ほどご説明した条例との整合を図る必要が生じた場合は、本計画を一部変更したいと考えています。

II、計画の基本的な考え方の1、基本理念は、記載の2点です。経済的困難を抱える親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮することができる社会を目指すことと、経済的困難等を抱える子育て家庭の子どもが、安心感と希望を抱きながらはぐくまれ、夢への挑戦の機会を保障する社会を目指すこととします。

これを受け、2、基本目標は、経済的困難等の状況に置かれている子育て家庭が、自立・安定した生活の中で、地域で孤立することなく、子どもの「伸びていく力」をはぐくむことができるよう支援するとしています。

2ページ目、III、調査結果等をふまえた計画案の見直しの内容です。1、新型コロナウイルス感染症拡大によるひとり親家庭への影響ですが、昨年度の実態調査等の結果から、

不安定な雇用形態の多いひとり親の収入が、コロナ禍でさらに減収しているなど、ひとり親家庭の現状を把握した上で、2、実態調査結果等に基づく課題として、3つの課題を、親、子ども、地域に着目して整理しました。

3ページに、整理した3つの課題に対応するための推進施策と強化すべき具体的取組を記載しています。

まず、1つ目の課題、サポート体制の強化については、適切な支援につなげる仕組みの推進のため、県母子家庭等就業・自立支援センター（県スマイルセンター）にきめ細かな相談支援を行うひとり親コンシェルジュを配置し、アウトリーチによる支援の拡充などに取り組めます。

2つ目の課題、困難を抱える家庭の子どもを身近な地域で支援する活動の拡充については、多様な子どものはぐくみ活動の促進のため、こども食堂を中心とする子ども支援ネットワークの普及や、誰もが日常的に実施できる親子への心づかい活動の普及などに取り組めます。

3つ目の課題、子どもの問題に対する地域でのネットワーク型支援の強化については、関係機関が連携した支援を行うための体制づくりのため、市町村において、支援を要する家庭の見守り支援を行っている市町村要保護児童対策地域協議会（要対協）の取組強化を支援します。特に、ヤングケアラー問題については、県の取組方針を明確にし、福祉と教育の担当部署が連携・協働して取組を進めるとともに、市町村において、関係機関が連携した取組が進むよう支援をします。

4ページ目、IV、施策の体系です。4つの施策の柱ごとに基本方向をまとめ、それに基づく12の推進施策、38の具体的取組を記載しています。

具体的取組の中の12の重点取組には、今回の計画案の見直しによる取組強化などを盛り込んでいます。

以上が、次期計画案の概要です。

資料6-2は、時期計画案の全体版ですが、詳細の説明は省略させていただきます。今後、パブリックコメント等の手続を経て、最終的な計画案をまとめたいと考えています。

資料7、（仮称）奈良っ子はぐくみ基本方針（案）の概要です。

1、基本方針策定の趣旨ですが、本年3月に策定した第2期奈良県教育振興大綱において、こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむことをテーマの一つに掲げ、就学前教育の充実とこころと身体のはぐくみを施策方針として位置づけています。これを受け、

この基本方針を策定するものです。この基本方針は、保育所や幼稚園といった施設の違いかかわらず、保育者や保護者など、就学前教育に関わる全ての人の意識の共有と実践のためのガイドラインとして策定するものです。これまで保育所や幼稚園、行政担当者等関係者によるワーキングを4回実施し、検討を重ねてまいりました。今後、パブリックコメントや関係団体等との意見交換を実施した上で、令和4年3月に策定したいと考えています。

次に、2、基本方針の内容、(1)目標について、神経や筋肉の発達、すなわちミエリネーションが顕著であり、また、目標に向かって粘り強く取り組む力など、非認知能力の獲得効果が高い乳幼児期に、学ぶ力・生きる力の土台となる自己肯定感・自尊感情、他者への寛容なところ、健やかな身体をはぐくむことを就学前教育の目標にしたいと考えています。

その右、(2)はぐくみの視点は、①子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利を保障すること、②多様な個性を尊重し、「ともに育ち合う」インクルーシブ保育を実践すること、ここでは、多様な個性を違うことは当たり前と捉える感性を持った子どもをはぐくむことが必要と考えています。そして、③社会の大切な一員として、奈良っ子をはぐくむことです。すべての子どもたちが社会の大切な一員として、地域で慈しまれながら育つ環境を整えることが大切と考えています。

(3)学ぶ力・生きる力を培う土台づくりについては、記載の3つの土台をはぐくむための具体的な実践のポイントを示したいと考えています。

(4)奈良っ子はぐくみプロジェクトは、県の施策の展開方策や重点テーマを取りまとめています。ツールの作成・普及や人材育成、多様な場での展開の3つの観点から取り組む施策を整理するとともに、今後、推進する重点テーマは、自然保育、インクルーシブ保育、食育の推進としたいと考えています。

○吉田教育長 私からは、教育委員会に関する報告事項2件について、着席にてご説明します。

初めに、令和3年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について説明します。教育委員会では、平成20年度より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行っています。今年度も、令和2年度の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、報告書を作成しました。

2 ページの、点検・評価の概要として、目的、実施方法等を記載しています。点検・評価の実施に際しては、学識経験者の知見を活用することが義務づけられていますので、表にある6名の委員による教育評価支援委員会を8月27日に開催し、そのご意見などを参考にさせていただきました。

3 ページ、令和2年度教育委員会の活動状況として、年間22回開催した定例教育委員会と1回開催した臨時教育委員会についての開催状況を記載しています。なお、定例教育委員会及び臨時教育委員会の会議内容については、会議録と資料を教育委員会のホームページに掲載をしています。

4 ページ、教育委員の活動状況を示しています。昨年度は、総合教育会議に出席し、教育振興大綱に関する協議や全国都道府県教育委員会連合会、近畿2府4県教育委員協議会に参加し、各種教育施策の動向や諸課題等について協議、情報交換を行いました。

5 ページ、ここからは、昨年度に実施した教育施策についての点検・評価の結果を記載いたしています。1の施策の体系では、平成28年3月末に策定された第1期教育振興大綱の施策の分類に従って、大学教育を除く14の施策を評価単位として、点検・評価を実施しています。

6 ページから34 ページには、14の施策について点検・評価した内容をそれぞれ2ページから3ページの評価シートにまとめ、掲載しています。各シートでは、施策の現状と課題、令和2年度の取組状況の評価と今までの取組の成果と課題を示しています。

また、空いたスペースを活用し、取組の様子を具体的に紹介しています。県教育委員会では、大綱の実行に向け、年度ごとの主な取組と指標及び目標値を掲げた奈良県教育振興大綱アクションプランを策定しています。施策の点検・評価に当たっては、このアクションプランに掲げられた取組と指標及び目標値に基づき、事業の進行管理に資することとしています。

35 ページから41 ページには、第1期教育振興大綱に示した重要業績評価指標のうち、教育委員会所管のものを一覧にしています。基準値は、教育振興大綱策定時に用いた値で、現状値は、令和2年度または直近のものです。

42 ページから46 ページには、先ほどの教育評価支援委員会からご意見と今後の取組等を記載しています。

47 ページの「おわりに」で記載したように、これらのご意見を参考に、今後もの確な点検・評価の実施に努め、より効果的な教育行政を推進していきたいと考えています。な

お、この報告書については、速やかに教育委員会のホームページに掲載し、公表します。

また、各市町村教育委員会へ報告書を送付するとともに、各学校にもお知らせをします。県民お役立ち情報コーナーにも配置することとしています。

続きまして、報告事項の2件目、県立高等学校適正化の推進に係る検証報告書について説明します。

平成30年10月に県議会において議決いただいた県立高等学校適正化実施計画に基づき、昨年度には国際高等学校が開校し、本年4月には4校が開校するなど、計画を着実に実行しています。この計画策定までのプロセスにおいて、県民や県議会をはじめ、多くのご意見をいただいたことを受け、教育委員会において本県における今後の県立高等学校に関する施策に資する目的で検証を行うこととし、検証に当たっては、外部委員から意見を聴取するための委員会を6月に設置し、4回の委員会を経て、報告書を取りまとめました。

検証報告書の構成については、目次をご覧ください。まず、「はじめに」があり、検証の目的、検証事項と視点、検証の方法、検証委員会からの意見聴取結果、県立高等学校適正化の推進に係る検証のまとめ、対応策、そして「おわりに」としています。

それでは、検証報告書の概要を、資料8で説明します。

1、検証の目的、2、検証の主な視点、3、検証の方法については、ご覧のとおりです。4、検証委員会からの意見聴取結果として、推進方針と実施計画の2つの検証の対象について、策定の時期・方法等、教育環境整備、高校教育改革の3つの視点ごとに、検証委員会からの主な意見について掲載しています。意見聴取結果の最後に委員長のまとめを掲載しています。委員長から「改善策を取りまとめ報告書に盛り込むべき事項」として、3つ、「今後検討し、取り組むべき事項」として2つ意見をいただいて、整理しました。

2ページ目、5番の県立高等学校適正化に係る検証のまとめとして、検証結果を踏まえ、検証課題を視点ごとに合わせて11の課題に整理し、県教育委員会の見解を記載しています。6番目の対応策では、検証のまとめを踏まえ、課題に対する県教育委員会の主な対応策を記載しています。11の課題に対する対応策との関係が分かるように、線で結んでいます。

委員長のまとめの1つ目に、適正化を検討する際、教育委員会内部の組織による状況分析を行い、できるだけ早期に外部有識者を組織に入れて検討を進め、その内容を県民に丁寧に伝えるプロセスが大切とあります。対応策の一番上に記載をしている（仮称）高校教育改革推進会議を、今後、令和5年度を目途に設置し、教育課題全般に対する検証や協議

を外部の委員による組織で定期的に行い、教育の質の向上を図りたいと考えています。

次に、委員長のまとめの2つ目に、高等学校における生徒の自己実現を図るためには、入試の見直しや特色化の推進により、生徒が本当に行きたい、成長を促してくれるような学校づくりが大切とあり、本年10月には、外部委員による組織、奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会を設置しています。令和4年度末までに、今後の入学者選抜制度について取りまとめる予定です。

今後、情報の受信・発信に関する基本的な考え方を、県教育委員会として、今年度中に定めたいと考えています。

耐震化等に関わっては、本年2月に策定した奈良県立学校施設長寿命化整備計画のつとめ、今後の適正化の動向を注視しながら、計画を適宜見直しつつ、円滑に進めていく所存です。

令和4年度末までのコミュニティ・スクールの導入については、全ての県立高等学校での導入を目指し、引き続き取り組むこととしています。

また、平城高校の歴史的・文化的な成果の奈良高校での継承については、個別に検討するよう教育委員会においてもご意見をいただいております。今年度末までに具体的な対応策について検討していきます。

最後になりますが、これまでのことを真摯に受け止め、今後は、教育行政の継続性、安定性の確保に努めていきます。

○森山委員長 次に、その他の事項も含めて、質問があればご発言をお願いします。

○樋口委員 なら歴史芸術文化村の活用策の検討について、子ども向けのアートプログラムの実施を予定とあり、ほかにご報告いただいた件とも関連するのですが、就学前教育の重要性は今、知事も認識されていて、いろいろな展開を進めていこう、その一つのメニューとして、なら歴史芸術文化村でのアートプログラムが掲げられていると思います。

実際にそこへ行き、いろいろ体験してもらうことの重要性は十分認識していますが、就学前教育の中で文化芸術とのふれあいや体験の重要性を掲げているため、行かなくても体験できる方法を考えなければならないと思います。そうなると、なら歴史芸術文化村は一つの拠点ですから、そこから全県に派生していくようなプログラムを考える必要があると思います。少し先の話になるのかもしれませんが、どのような展開を考えているのかお聞かせください。

○馬場なら歴史芸術文化村整備推進室長 なら歴史芸術文化村における取組について、幼

児期からアート作品の制作やバイオリンなどの楽器演奏により、創造性や表現力を育む幼児向け体験プログラムを実施することとしています。また、これらの取組については、並行して、理論的・学術的な検証も行っていきたいと考えています。

先ほど文化・教育・くらし創造部長からご報告させていただいたコミッション会議においても、委員から、子どもたち自身に気持ちを表現することは楽しいことだと覚えさせること自体に意味がある、という前向きなご意見もいただいているところです。

このような文化村での取組について、樋口委員お述べのとおり、地域に広く波及・派生させ、広げていくことが重要と考えています。なら歴史芸術文化村においては、文化村でつながる、文化村から広がるを活動の理念としており、広く取組内容を発信し、地域をつなげていくことは、まさになら歴史芸術文化村のコンセプトと一致するところです。

このことから、まずは、地元の天理市の幼稚園・保育園に、なら歴史芸術文化村の専門職員が出向き、保育士や先生方と連携し、プログラムを実施していくことを予定しています。

加えて、今後の広がりを見据え、他の市町村の関係機関に取組のコンセプトや内容の説明をしていきたいと思っています。一例として、新たにコミッション委員に加わっていただいた桜井市と連携して、来年2月に幼児向けプレイベントなども展開していきたいと思っています。

就学前教育については、他の県の施策や他の部局、地域の方々との連携がまさに必要ですので、新たな取組を実験的に実践していくなら歴史芸術文化村として、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

○樋口委員 ぜひ頑張ってください。ただ、なら歴史芸術文化村の役割の一つとして、施設内や周辺での取組は非常に大事ですが、就学前教育に関わる部分は、こども・女性局所管ですし、文化政策全体にも関わってくるため、関係部局が上手く連携し、良いプログラムを全域に広げていけるような取組をしていただきたいと思います。

次、文化振興大綱の改定について、今、既に奈良県文化財保存活用大綱があり、そこに文化資源の活用と文化活動の振興の2つの大綱を立てるということですが、文化資源に関しては、保存や継承という言葉が、大綱のタイトルにはないのです。私は文化資源イコール文化財ではないと認識していますが、そうすると、文化資源の継承は、どこに組み込まれるのかが疑問です。また、継承が組み込まれるなら、大綱の施策の柱に、調査研究や継承に関わる活動が、当然あってしかるべきと思うのですが、その辺りをどう整理されてい

るのかお聞かせください。

○中川文化資源活用課長 文化資源という概念は、樋口委員お述べのように、文化財を含んだ広い概念であると考えています。今回改定の考え方の趣旨にも記載していますが、文化の力をどのように活用するかについて、一旦取りまとめをしたところです。保存や継承を前面に出すと言うよりも、現在の案としては、活用することを重視した大綱の形となっています。ただ、継承を軽視している訳ではありませんので、引き続き検討の中で、活用することは継承につながるという趣旨がしっかり伝わるような内容、記載の仕方を検討していきたいと考えています。

○樋口委員 分かりやすくしていただきたい。今あるものを、3つの大綱に整理されていくということですが、その関係性や位置づけ、全体の体系がどうなっているのかを整理する必要があります。抜けてるところがあれば、もちろん施策の柱として加える必要がある。その辺り、あまり時間はありませんが、ご検討いただきたいと思います。

次に、(仮称)奈良っ子はぐくみ基本方針(案)について、条例では科学的な知見を活用したはぐくみと書かれているのですが、実際に基本方針やプログラムを進めていくときに、PDCAサイクルを回すことが必要と思います。はぐくむためのいろいろなカリキュラム、プログラムを改善していくために、現状はどこまでできているのか、その到達度を定量的に測っていく必要はあると思います。しかし、小学校以上であれば学力調査など数値で出てくるものもあるのですが、就学前であれば数値化は、なかなか難しい部分があります。ただ、就学前教育の成果は、小学校、中学校の調査結果等の数字に表れてくる部分もあると思いますが、計測の仕方というか、現状把握の仕方について、考えているものがあるのか。これは今後の課題でもあると思うのですが、何かあればお答えください。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 就学前教育の目標について、既に国からも、保育所なら保育所保育指針、幼稚園なら幼稚園教育要領等で、子どもをはぐくむための視点や幼児教育の終わりまでに育てほしい姿が示されています。樋口委員ご指摘のとおり、就学前教育の子どもがどれだけ育てほしい姿に到達したかを数値で測ることは、現制度では想定されていません。ただ、保育所や幼稚園等の現場においては、就学前教育の目標を達成するため、施設ごとの保育計画や児童一人ひとりの発達状況を踏まえた個別の指導計画を策定しています。この計画に基づいて日々、保育を行われ、絶えず振り返りながら、改善に向けた評価を行うという点では、PDCAサイクルを現場で回していると認識しています。

また、小学校等への就学の際には、就学先の小学校に各児童の育ちの記録を保育要録と

して引き継ぎ、次の教育、その後の教育に役立てている現状です。

○樋口委員 幼稚園や、保育所の現場でP D C Aサイクルを回しているとのことですが、先ほども申しましたように、成果はすごく先に出てくるため、遡って正解だったのかを見ていくことも必要と思います。そういう意味で、幼稚園、保育園、こども園と小学校との成果の共有、さらに問題や改善点があれば、反映していく仕組みを、ぜひつくっていただきたいと思います。できれば数値で追いかけるものがあれば、研究していただければと思います。

この件については、以前にも言いましたが、保護者や子どものはぐくみに関わる地域の人たちが同じ方向を向いて、大事なところをしっかりと認識していることが大事だと思います。特に幼児期の場合は、家庭の環境や保護者の姿勢、考え方は一番大きな影響を与える部分ですので、保護者へどう伝えるかについては、非常に大事な課題になると思うのですが、何か具体的に行動することはあるのでしょうか。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 保護者や地域で子どもに関わる全ての方々への展開と周知は、どう具体的にやっていくのかについては、それぞれ、いろいろな周知や展開の方策があると考えています。例えば県や市のホームページで今回策定する基本方針等について周知する、県の広報誌や市町村の広報誌等の活用、そして保育施設等を通してこのような基本方針ができましたと、具体的に案内できたらいいと思っています。その他、県政の情報を県民の方に伝える県政出前トークを活用することや、市町村との連携も大事と考えており、具体的には市町村で子ども家庭総合支援拠点や子育て世代の包括支援センター、あるいは地域の子育て支援団体等の関係者に対して、就学前の子どものはぐくみについて理解を深める研修・勉強会の開催も検討していく必要があると考えています。

○樋口委員 ホームページ等は、関心がある方は見られますが、当事者の方々は忙しいため、なかなか見てもらえないです。それから、市町村ではパパママ教室などを開いたり、その入り口のところでいろいろなサポートをされているということもあります。そういうところで、このケースを生かしていただければいいかとも思いますし、どの市町村でどのようなことをやって、そこにどれぐらいの方が参加したかという現状をつかんだ上で、一番効果のありそうなところ、あるいは全てでもいい、全てでのほうがいいかな、上手にその場を活用していただけるような連携の仕方、協力の求め方をしていただければと思います。また、それで足りなければ、次に、どうするのかを、お考えいただければと思います。

次に、教育におけるICTの活用について、令和3年度奈良県教育委員会の権限に属す

る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の31ページに、教員の方々のICT活用指導力、どちらかという、自己評価的なことが数値として出てきていますが、今始まったところなので、どれだけ成果が出たか問い難いのですが、今後、ICT活用の成果や使い方の実態を把握することは必要だと思います。把握するための方法論として考えていることがあればお知らせください。

○大石教育研究所長 国のGIGAスクール構想により、小・中学校全児童生徒に対し、1人1台端末が整備されました。これを受け、今年度の文部科学省の全国学力・学習状況調査の中の、学校に対する質問紙調査では、教員と児童生徒がやり取りする場面でICT機器を活用したかどうかについて、本県の小学校の63.3%、中学校の56.0%が活用したと答えています。これは、小学校が全国2位、中学校が全国3位であり、全国でもかなり活用していることが、この調査から見えてくるようです。

また、教員のICT活用指導力の令和2年度の結果については、先の議会でも答弁したとおり、大変良くなってきており、あわせて教育研究所で各市町村の教育実践、学校の授業の実践などを集め、ウェブページ上で紹介しています。このようなところから、各学校でのICTの活用は着実に進められていると考えています。

○樋口委員 どう使っているか、一部ご紹介いただいたが、まだ浅いと感じます。要は、具体的にどのような授業が展開できたか、どう活用できたか、どのようなアプリケーションを使っているのかという中身、あるいは質を把握していかないといけない。使っていますというレベルでは済まず、使いこなすというレベルでは、100%という目標を立てていかないといけないと思いますが、本当にそれで学力アップの成果が出てきているのか、検証をしていかないといけないので、まずは実態を把握することが一番大事なポイントになってくると思います。そこを、具体的に考えていただきたいということ、これは意見として申し上げます。

もう1点、県立高等学校の適正化とも絡む話ですが、全国平均に比べ高等学校の中途退学率が非常に高いという話があり、高等学校の教育改革について今後進められていくと思います。中途退学の原因について、意識調査もされているとは聞いていますが、令和3年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の中でD評価のものがあり、その原因を把握されて初めて改善への答えが出てくると思うのですが、ここではスコアが悪いですという内容でとどまって、何となく一般論として答えを書いている。もう少し踏み込んで、なぜこのようなスコアになっていて、

その原因は何なのだと、その原因をどうしていくのかというところまで踏み込んだ議論を、これからしていただきたいと思います。特に気になっているのは、県立高等学校の特色化の話です。県立高等学校の特色としている内容が、子供たちに十分伝わっていないのではないのでしょうか。私立高等学校は、特色を出しています。普通の大学に行くため、普通の高等学校に行きたいと思っている子どもたちには、その選択肢が見えてこなかったり、生徒との意識のミスマッチが、もしもあるようなら、中学校の子どもたちに意識づけをしていかないと伝わらないと思います。ミスマッチがあつて、内申書を見ながら通る学校に行き、そのときに、やりたいことと違うと中途退学につながったり、あるいは嫌々そこにとどまったりということになると残念なので、そのようなことも含めて問題を掘り下げて確認し、いろいろ取組を進めていただきたいと思います。

○森山委員長 質問の途中でありますが、しばらく休憩します。3時10分より再開します。それでは、休憩します。

14:58 休憩

15:13 再開

○森山委員長 それでは、時間も限られてますので、会議を再開します。

ご発言願います。

○阪口委員 消費・生活安全課への質問です。本県の飼い主のいない猫のTNR活動について、県の取組をお聞かせください。

○常田消費・生活安全課長 犬猫の殺処分を減らすには引取数を減らすことが必要であり、そのため、猫については殺処分の7割が幼い猫であることから、先ほど阪口委員お述べのとおり、野良猫が子どもを産まないように、猫を捕まえて、不妊去勢手術を施し、元のテリトリーに戻すTNR事業を、市町村と共同して実施しているところです。この事業は、平成30年度より、樫原市でモデル事業をスタートしています。令和元年度は6市町、令和2年度は9市町村、今年度は16市町村と協定を結んで取り組んでいます。結果、昨年度までで、延べ13市町村で397頭、今年度は10市町村で140頭の手術を行い、これまで合計537頭の手術を実施したところです。引き続き、市町村に対してこの事業の実施を働きかけているところです。

○阪口委員 今の答弁で、県としてはこの事業を着実に遂行されている、しかも、広がっているとお聞きしました。

ただ、先般も県に連絡があり、愛護団体の方から、非常に熱心にやっている市町村と意

識が低い市町村があるとの連絡があり、そういうこともあって質問しています。できるだけ県の方針が市町村に伝わり、広がっていくことが望ましいと思います。また、県民だより奈良等で啓発活動もしていただければありがたいのです。市の担当者がTNR活動を勧めても、自治会で処分しろというような声もあり、なかなか活動が進まない部分もありますので、市町村との連携と啓発について、ご意見がありましたらお聞かせください。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 今、阪口委員からご指摘があったとおりです。この事業は、県だけがしゃかりきになってできることでもありません。市町村の協力、それから地域の方の協力があって成り立つ事業です。機会があるごとにしっかりと啓発に努めるとともに、市町村にも引き続き呼びかけてまいりたいと考えています。

○阪口委員 次は、県立高等学校適正化の推進に係る検証報告書について、既にホームページにアップされていまして、私もダウンロードして、何回か読ませていただきました。奈良県の人口は19年連続して減少し、少子高齢化もあり、高校再編や統廃合の問題は避けて通れないと考えています。しかし、統廃合については、公明正大で、県民が納得する指針が必要です。この対応策は、20ページに書かれていますが、何回読んでも、具体的なことは何も書かれていません。統廃合についてどのように考えているのかお聞かせください。

○熊谷教育政策推進課長 今後の対応策について、これまでの反省に立ち、今後、高校教育改革推進会議を設置して、具体的な検討を進めたいと思っています。それまでに、今年度10月に県立高等学校入学者選抜検討委員会も立ち上げ入試改革も含めて検討を始め、令和4年度中にまとめた上、さきに申しました高校教育改革推進会議に接続します。さらに外部の委員と、そのときの状況も踏まえつつ、次の適正化に向けての検討を繰り返し、引き続き進めたいと考えています。

○阪口委員 平城高校と奈良高校の問題は、先ほど請願のときもいろいろと教育長に聞いた問題です。先般の統廃合については、県民からの不満が多いということです。

20ページに、高校教育改革推進会議の設置とあり、具体的なことは書かれていないため、指針などを出して、文教くらし委員会でも検討すべきではないでしょうか。この間、私は10年以上在職議員として表彰していただきました。10年の中で9回、文教くらし委員になっているのです。文教くらし委員会で、統廃合について県から方針が出て、しっかりと審議した経緯があまり見られないのです。もめてから審議をするようなことになっており、高校教育改革推進会議の設置が少し遅いのではないかと、もしくは設置するのであ

れば、早々に立ち上げ、しっかりとした指針を出すべきではないかと考えますが、意見をお聞かせください。

○吉田教育長 かつて私が教育委員会に入った頃は、教育懇談会が設置されていました。そこで高校教育に関する議論等がされており、そこから議論する場所がなくなっているのが現状です。ですから、高校教育改革推進会議は附属機関として設置することを検討しています。附属機関として設置するという事は、その結果も議会に報告することも当然考えられます。広く議論をしながら、表にどう出すかを踏まえた議論にしていきたいと考えています。阪口委員が遅いのではないかとすることは、私自身も十分反省しているため、早く立ち上げたいと思うのですが、まず、県立高等学校入学者選抜検討委員会で議論し、その後すぐに高校教育改革推進会議を立ち上げ、全体的な議論に入り、高校再編、時期や、再編、適正化の必要性、それに対する方針の在り方などを議論して、報告をさせていただきたい、県民にもオープンにしていきたいと考えています。

○阪口委員 よろしくお願ひします。

次の案件で、既に令和4年度奈良県立高等学校入学募集人員についてホームページ等で公表されており、令和4年度の募集人員について、昨年、競争率が非常に高かった学校と低かった学校があると思うのですが、募集人員にどのように反映されたのかお聞かせください。

○吉田教育長 今回は、1クラス42名の募集としました。従来ですと、例えば40名を募集するときに、1つの学校に1クラス40名を増やして募集するやり方でしたけれども、県外への流出等を検討し、例えば人気のある学校に対しては42名の定員枠で募集するのが良いのか、それともある1校だけ40名にするのが良いのかを考え、今回は42名の募集することに初めて踏み切りましたが、恒常的に42名にすることは難しいです。これは標準法で1クラスは40人という定めがあるためです。ただ、今回は県外の流出等の対応として国に認められましたので、来年度、反映しています。

○阪口委員 そうしましたら、20ページの対応策で、令和3年10月に奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会を設置し、令和4年度末までに今後の入学者選抜の在り方を取りまとめるとありますが、募集人員等は今後はここで審議されていくのでしょうか。

○吉田教育長 募集人員は高等学校入学者選抜検討委員会で議論するものでありませんので、募集人員は別途、教育委員会事務局内部で議論して、教育委員会で定めます。

○阪口委員 そうしますと、学科名やコース、実学教育や普通科等を検討する場であると

考えたらいいのですか。

○吉田教育長 高等学校入学者選抜検討委員会で具体的に検討する内容は、例えば今、二次募集をしていますが、二次募集に対して募集が非常に少なくなり、そして意味がないような状況が起きている中で、二次募集をやる必要があるのかというものです。それから、特色選抜の在り方をどうするのかも検討します。今、全国では特色選抜、一般選抜、あるいは前期選抜、後期選抜という入試の複数化の機会を1回にする流れもあることも事実です。これは、在校生に対して教育活動に支障を来す面もあり推薦入試を導入するかどうか、地域入試を導入するかどうか、第一志望、第二希望を一般選抜の中で導入するのがいいかどうか、そういった入試の全体像を見ながら、県外流出のことも含め、入試の在り方を見直していきます。そして、募集定員に対する入試の倍率をできれば平準化できるほうがいいことはいいため、そのことも含め入試を検討していくことになります。

○阪口委員 次は、県立高等学校適正化の推進に係る検証報告書の20ページに、学校再編対象校が築いてきた地域との関係を継承し、その対応について検討していくという箇所について、先ほども申しましたが、継承していく場合、これは奈良高校のことを指すと思いますが、上から継承しなさいと押しつけるのではなく、奈良高校の在校生や在校生の保護者の意見聴取が必要ではないかと思えます。高校再編についても教育長と平城高校の校長と話をされたかもしれませんが、平城高校の在校生や在校生の保護者との十分なやり取りがなかったと考えます。上から押しつけていくことは、前回の失敗と同じ轍を踏むことになるのではないかと思えますが、その継承についてお聞かせください。

○吉田教育長 私自身、先ほど内省を繰り返したと申し上げましたが、今回、教育委員会主導でやらなければならない事情があったのは、耐震化が完成していなかったからです。平成27年度までに義務教育で耐震化を終えると進め、国の補助金もありました。しかし、本県では平成29年度時点でも耐震化率が90%であり、10%残っています。私が教育長に就任したときに、子どもの命を守るために耐震化をどうするかを、第一に考えなければならなかったため、教育委員会主導で適正化を進めました。本来は、県民の声を聞いたたり、外部の委員会を立ち上げたり、いろいろな形で声を聞く努力をしながら、適正化を行うべきだったという思いも持っています。その場を教育改革推進会議という場にするべきだと、今、考えています。

先ほど阪口委員がおっしゃいました、平城高校の伝統・歴史を継承することも、奈良高校に強制して、奈良高校の自主・自立を尊重しないやり方でしょうとは決して思っていま

せんで、ご理解いただきたいと思います。

○阪口委員 今回、教育長から融合という話が出てきました。私も、融合について辞書等で調べていますが、いまひとつ統合と融合の意味が分からないのです。本来、ある高等学校が他の所へ行けば、そこで統合するのが一般的な考え方ではないかと、誰しもが思うわけです。今回、教育長は、奈良高校と平城高校を統合させておいたほうがよかったと思い、融合という苦肉の言葉を使われているのか、それについて、お聞きします。

○吉田教育長 私が融合と言ったわけではありません。私は、自分の言葉として、経営を統合したらどうか、経営面で一緒に平城高校の精神を入れたらどうかと、3年前から言っていました。この融合という言葉は、私がつくった言葉ではなく、請願で融合という言葉が出てきたので、私なりの解釈を考えたものです。融合は本来は1つに溶け合うこと、2つのものを1つにすることです。統合と違い、融合は溶け合うという言葉が入っており、溶け合うということを私なりに調べたところ、混ざり合って1つにするという意味もあるし、わだかまりがなくなって、仲よくなる、互いに打ち解ける、心がとけあうという意味があるので、融合を心がとけあうという解釈をすれば、今まで言ってきたことをやらなければならないと解釈させていただいた。私なりの融合に対する解釈で、今後の決意を述べたものです。

○阪口委員 まだ疑問点はありますが、時間も迫っていますので、これで発言を終わります。

○今井委員 高校入試における障害のある生徒の特別な配慮について質問します。高校入試は、人生の一つの大きな岐路となり、生徒もすごく緊張して迎えることになりますが、とりわけ障害のある方の場合、そのことがクリアできるかどうか非常に左右すると、心配の声なども寄せられています。私が聞いているものは、高音急墜型難聴という、一定の領域の音は聞き取れるのですが、高音になると全く聞こえなくなる障害をお持ちの場合に、英語のリスニングの試験などでどのような配慮をしているのかという心配の声です。機械音と人間の声と違いますし、男性の声と女性の声とも違う、その人の特性がいろいろありますので、そうした配慮を試験のときにすることができるのかお尋ねします。

○山内学校教育課長 県立高等学校の入学選抜におきましては、今井委員ご指摘のとおり、障害があるなど受験の際に特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、所定の手続を経て、特別な配慮を行っています。一般論として具体例を申し上げると、例えば問題用紙等の拡大、別室での受験、検査時間等の延長があり、これらの措置をこれからも

行います。それぞれの生徒の状況、障害の程度、特性等を踏まえて必要な対応を行っていきたくと考えています。

○吉田教育長 追加で説明します。

中学校の定期考査で配慮をされている事項に関しては、当然、入試でも配慮する方向で、これまでも考えてきました。

○今井委員 個別にいろいろありますので、よく状況を聞いていただいて、不利のない対応をお願いしたいと思います。

文化・教育・くらし創造部の所管になると思いますが、乳がんの術後患者のための入浴着を、畿央大学のグループが開発し、実際に販売も始まっていると聞いています。奈良県で作られた、患者に望まれているものですから、ぜひいろいろな場で普及していただきたいと思います。温泉にポスターなども県が作成し、貼っていると聞いていますが、まだあまり見かけないということも聞いていますので、県で作ったポスターがどう活用されているか、ぜひ調べていただきたいと思います。

所管が違ってもかもしれませんが、乳がん患者が安心して入浴ができるように、民間の団体が行っているピンクリボンのお宿ネットワークという宿泊施設が、全国で100か所ぐらいあるのですが、残念ながら、奈良県には一つもないため、入浴着ができたこともありますので、お宿ネットワークも奈良県でぜひ広げていけたらいいなと思っています。奈良県議会ががん対策推進議員連盟でもいろいろ制作過程でレクチャーを受けたり、相談に乗ったり、皆様、いろいろ知恵を出し合いながらやっていますので、今後ともぜひ力を貸していただきたいと要望しておきます。

次に、大和平野中央スーパーシティ構想のプロポーザルのことでお尋ねします。本会議でも質問させていただきました。私が疑問に感じていた点は、予算が可決される前に公示されていることで、順番が逆ではないかと言っていたのですが、県からルール化されることだと説明いただきましたので、その点については了解しました。

ただ、プロポーザルという企画を全て公募するやり方の事案がどれぐらいあるのか、また、予算の前にプロポーザルの公告をするやり方の件数などが分かりましたら、後で結構ですが、くらし創造部でどれぐらいあるのか教えていただきたい。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 確認なのですが、文化・教育・くらし創造部発注の分ではよろしいでしょうか。

○今井委員 そうです。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 分かりました。何年度分をご用意したらよいでしょうか。

○今井委員 3年分でお願いします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 3年分戻らないといけませんので、時間がかかりますが、よろしいでしょうか。

○今井委員 はい、結構です。

それから、大和平野中央スーパーシティ構想のコンソーシアム企画・運營業務委託の公告前に知事インタビューをした業者が、プロポーザルで選定された点は納得がいてないのですが、委託業務の柱である11月5日のキックオフ会議に間に合うように、11月1日発行の雑誌にインタビューが掲載され、知事がスーパーシティ構想を語っていたことは偶然ではないと思います。その点、県はどのようにお考えなのかお尋ねします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 知事がインタビューを受けたことは、我々の関知するところではありませんので、わかりません。

○今井委員 キックオフ会議で参加者全員に、この1冊880円の雑誌を配付されていましたが、これほどがお金を払ったのか分かりますか。また、何冊ぐらい配付されたのか。

○山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当） キックオフ会議に雑誌が配付された件で、こちらの費用については、県から会議運営を委託している業者が、その委託費の中から支出したものです。何部配付したかについては、当日250人程度の参加があり、その方々に配付しているものです。

○今井委員 プロポーザルの実施要綱を見ると、業務名が大和平野中央スーパーシティ構想のコンソーシアム企画・運營業務と書かれていますが、コンソーシアムとはどういう意味合いでしょうか。

○山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当） スーパーシティの検討ですから、民間企業も含めた方々に参画いただき、検討を進めたいという趣旨です。実際のメンバーは有識者やアカデミア、国、関係町長、民間事業者に参画いただき、共同の考えに基づき検討を進めていく内容で、それをコンソーシアムと考えています。

○今井委員 目的に、磯城郡3町と共同して取り組んでいる大和平野中央プロジェクトと連動して周辺エリアの関連する施設の整備も含め、コンソーシアム方式を行うとしていますが、この周辺とはどの辺りまでを考えているのでしょうか。

○山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当） 周辺とは、大

和平野中央プロジェクトはそもそも磯城郡3町で検討を進めてきたものですが、スーパーシティという形に進化させるに当たって、例えば現時点で事業が進んでいる、なら歴史芸術文化村や中央卸売市場の再整備、橿原の施設などを合わせて、どのような形で連携できるのかも含め検討を進めるものと考えています。

○今井委員 そうなると、かなり広範なエリアを想定していると受けてよいですか。

○山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当） エリアについては基本的には磯城郡3町ですが、今、申し上げたのはそれぞれ事業と連携させるにはどういうふうにすれば良いのかという観点です。

○今井委員 参加方法は、参加表明を出してから企画の提案となりますが、参加表明が10月18日、企画提案が10月27日と、その間、9日間です。私もよく分かりませんが、マニュアルのようなものを見させていただいたのですが、例えば公告をしてから参加表明の提出期限が10日程度とマニュアルに書いており、ここはクリアしていますが、参加表明を提出してから、技術提案書の提出期限が30日ぐらいと書いており、実際は、18日から27日の9日間で行われているのです。さらに、技術提案書の提出期限が10月27日で、最終的にプロポーザルで選定された日が10月29日で、2日間なのですが、マニュアルを見ると20日間程度と書いており、かなり短時間で行われていたのではないかと思います。チェック項目も、これは技術提案がありますので違うかもしれませんが、私が見たものは25項目のチェック項目がありますが、今回は9項目のチェック項目になっており、傾斜配分をつけて100点で評価していますけれども、このやり方と進め方に問題はなかったのかお尋ねしたいと思います。

○山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当） 現在行っているプロポーザルについては、公平性、透明性を確保するため、会計局の通知を踏まえ、文化・教育・くらし創造部においてプロポーザル方式実施要領を作成しています。それに基づき、選定審査は事業ごとに選定審査会を設置し、スケジュールについても要領に定められた内容に基づいて進めており、全てにおいて適正に進めています。

○今井委員 私の印象としては、かなり短いと思っています。今後、キックオフ会議や検討会が4回開かれると聞いています。検討会は構想のテーマごとに開かれるということですが、構想のテーマはどのような中身でしょうか。

○山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当） 構想のテーマについては、スーパーシティという形で15項目をお示ししています。その中で、例えば

ウェルネスに関して、健康長寿の大和平野の創造、県立大学第2学部を設置したスタートアップヴィレッジ、そのほか就学前児童の体と心のはぐくみに関する就学前教育、田園都市建設の実現、エネルギーの脱炭素への挑戦等の項目について、順次検討を進めていきたいと考えています。

○今井委員 スポーツ施設も構想のテーマに入っていますか。

○山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当） 一番最初に申したウェルネスに関するテーマ、健康長寿の大和平野創造に含まれています。

○今井委員 今回、樫原市が運動公園と樫原公苑の交換について、市議会が否決したことで、県が主導した知事と市長の協定で進めてきた事業を地元からの反対でストップする状況になっています。地元の住民の皆様が本当に理解していただかないと進んでいかないと思うのですが、今後の4回の検討会の中で、住民の皆様への説明会などは、どのように考えているのでしょうか。

○山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当） スーパーシティの検討を進めるに当たり、住民の合意を得るのは必要と考えています。これまでも地元の磯城郡各町と十分に意見交換に努めています。磯城郡3町と共同して大和平野中央プロジェクトを進め、さらに発展させて、スーパーシティ構想に向かうこととなりますが、引き続き、各町には地元住民の意見を広く聞いて、把握していただき、県としても各町と連携して取り組んでいきたい所存です。

なお、検討の内容については、適宜、県民の皆様にお伝えしたいと考えています。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 今井委員がおっしゃった樫原市の施設の交換の話と、スーパーシティ構想は全く違います。スーパーシティ構想は先ほど山口文化・教育・くらし創造部次長からもありましたが、周辺の施設に関連して、ウェルネスという観点からすると、スポーツ施設とどう関連させていくかについて議論はしますが、県と樫原市の協議が今回うまくいかなかったのは、スーパーシティ構想とは全く別のものです。

○今井委員 スーパーシティ構想と別だと分かっているのですが、進め方に対して、知事と市長が先に協定を結んで進め、結果的に駄目だったという状況が起きていますので、今回の磯城郡3町についても、知事と各町長とのまちづくり協定等を結んでいると思うのですが、最終的に住民の同意や議会の同意が十分取られないことになりかねないので、十分な説明が必要だとお伝えしたいと思ったのです。

今後、タウンスケジュールでは、キックオフ大会以外に説明会を持つとのことですが、

どのようなスケジュールで考えているのでしょうか。

○山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当） 今後、構想案をまとめるために、今年度中に計4回程度、民間企業の参加を得て、コンソーシアム形式による検討会を実施する予定です。

○今井委員 県は今年度中に計画を国に提出したいと準備されているとのことですが、第1次の募集で31の自治体から国にスーパーシティの提案が出されていますが、国は、全て再検討と戻しています。再検討の理由として大胆な規制緩和が挙げられています。奈良県がかなり大胆な規制緩和を提案しないと国に認めてもらえないのではないかと思います。その点はどのように考えておられるのでしょうか。

○山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当） 今井委員がおっしゃる点は認知していますが、今後、検討会における議論や一次募集に提案した自治体その他の先進事例を踏まえ、具体的な検討を進めたいと考えています。

○今井委員 大和平野の一部は農業振興ゾーンという位置づけにもなっています。浸水想定区域にも位置づけられており、私も田んぼダムを見に行くと、ちょうどそこが浸水想定地域に入っていたということもあり、かたや大和川総合治水対策の中で流域の河川の改修やためる対策などをする一方で、少し矛盾しているのではないかと思います。いずれにしても、これから政府の関係者、民間の人たちの知恵なども使って、奈良県をどうしていくのか、スーパーシティ構想をしようということですが、奈良県を実験の場にするような形で使われたくない、本当にやるのなら皆様が納得しながら、暮らしも便利になったなど、いろいろなところで喜ばれる形でこの構想が進められるべきと思っています。今後、成り行きを見ていきたいと思いますが、住民への啓発、普及をしっかりとする必要のあることを申し上げ、質問を終わります。

○亀甲副委員長 4点質問させていただきます。時間も大分過ぎていますので、端的にさせていただきます。

1点目はヤングケアラーについて、県で6月16日から20日にかけて調査していただき、その後も質問もさせていただきましたが、調査後の県の取組についてお聞かせください。

○山内学校教育課長 調査後の一連の流れについて、ご指摘いただきましたとおり、調査を実施し、その結果、中学3年生と高校生合わせて177人を確認が必要な対象として、このたび設置した専用相談窓口ヤングミライから、学校に相談ができているかどうかなど

確認を取るメールを発信したところです。現時点で、15件の返信があり、相談ができてという回答が5件、相談する必要がないという回答が10件ありました。これらの生徒に対して、今後も何かあれば、この相談窓口を活用するよう伝えたとところです。

なお、得られたデータを各学校に届け、各学校現場において、現時点で中学生107名、高校生103名を追跡の対象者として確認しています。中には、県教育委員会の職員も入って対応し、奨学金の支給が行われたケースもあれば、一方で、ネグレクトで、要保護児童対策協議会の対象となっている生徒など、すぐに改善が困難な事例等もあり、継続して対応しているところです。

○亀甲副委員長 順次対応をしていただいていると思っています。

学校関係以外では、取組や周知、市町村との連携も含め、どのようにされようとしていますか。

○堀内こども家庭課長 学校以外、特に市町村の取組が重要です。ヤングケアラーを早期に把握し、必要な支援につなげるためには、まず、福祉や教育、医療関係など子どもの周りにいる大人が、どうすればヤングケアラーを見逃すことがないか、ヤングケアラーであることが分かったら何をしたらよいかなど、共通の認識を持つことが重要と考えています。この役割は、市町村において、子どもの養育に困難を抱える家庭を関係機関が連携して支援する要保護児童対策地域協議会の調整機関である事務局を中心に、協議会を構成する児童等の福祉関係者と教育の関係者に担っていただきたいと考えています。

県では、本年9月に、ヤングケアラーの社会的認知度向上に向けた啓発を兼ねて、市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関や子ども家庭総合支援拠点、市町村教育委員会の職員を対象に、ヤングケアラーの現状認識や関係機関の連携を考えるための基礎的な研修会を開催したところです。また、市町村の対応状況について、実態把握のためにアンケート調査を実施しました。

現在、ヤングケアラーやその家庭に関わる方からの情報を集約し、適切な支援につなげる相談窓口として22市町村に設置されていますが、市町村において相談窓口の設置が進むよう、要保護児童対策地域協議会向けにヤングケアラー対応のマニュアルを今年度中に作成、周知し、市町村に役立てていただきたいと考えています。引き続き、市町村職員を対象にした研修会を開催するなど、相談窓口設置の準備や対応力向上に向け、市町村をバックアップしていきたいと考えています。

○亀甲副委員長 いろいろな面でヤングケアラーについて、県と教育委員会で取り組んで

いただいていると思っています。

教職員も含め、研修等を行っていると聞かせていただきました。やはり連携が大事と思っています。そこで、国も県も調査をした中で、ヤングケアラーを知らない生徒が約8割いるという調査結果があり、声を上げられない、自身の状況が分からないなど、ヤングケアラーがどういうものか分かっていないことを考えると、子どもたちにヤングケアラーを知ってもらう取組が重要と思っています。なぜ重要かについても分かっていなければ、相談窓口をつくっても相談に行かない、相談に行けないことになると思います。

たまたまテレビで見て、いろいろと調べたら、埼玉県が中学生・高校生に向けて、ヤングケアラーとは何か説明する冊子を配っているようです。ほかの自治体でもやっているところもあるようです。冊子を使って子どもが、ヤングケアラーの勉強をしている授業がテレビ放映されていました。そのときに、子どもにインタビューもしています。高校生だったのですが、勉強したら、自分の周りの友達がヤングケアラーだったなら、何かできることがないか、何かできることがあるのではないかと答えている生徒もいて、子どもたちがヤングケアラーがどういうものか知ることが、私は本当に大事かと思っています。子どもたちがお手伝いをしたり、家族の介護をすること自体が、全てが悪い話ではないと思っています。ただ、困ったときにどこへ相談に行けばいいのか、どこへ話をすればいいのかを分かるように、はっきりとさせてあげることや、対応できるような体制をつくるのが大事だと思っています。

冊子の中身で、ヤングケアラーとはこういうものですよという説明や、当事者の方のメッセージも載っています。そして、どこに相談に行ったらよいか、電話番号なども載せています。スクールカウンセラーとは何か、スクールソーシャルワーカーとは何か、大人が分かっているけど、子どもが知らないこと、存在は知っていても、実際にどのような相談に乗ってくれるところかと理解している人はどれだけいるか分からないので、冊子にまとめてあげて、見ていただきたいと思っています。

子どもの8割が知らないことは大きな問題だと思いますので、検討してはどうかと思うのです。なかなか答えにくいかもしれませんが、いかがでしょうか。

○金剛こども・女性局長 教育委員会も含め、庁内の関係課でヤングケアラーの支援について取り組んでいる連絡会議の事務局のある、こども・女性局で答弁させていただきます。

今、亀甲副委員長がおっしゃっていただいた、子ども自身にまず、知っていただくことは非常に大事と思っています。支援の取組方針を庁内の関係課、特に教育委員会にも相談

しながら、現在つくっているところです。その取組方針の中で、評価指標を幾つか設けないといけないと考えており、子どもがヤングケアラーのことを知っているかどうか、その認知度を上げていくことを最優先の指標にしたいと、教育委員会と相談しているところです。まさしく亀甲副委員長がおっしゃった方向でやっていかなければならないと思っています。

子どもへの啓発については、教育委員会でも考えがあると思いますし、私どもでも福祉の関係部署を通じ、市町村と取組について検討したいと思っています。

○吉田教育長 今、金剛こども・女性局長から、認知度を上げることは非常に大事との発言がありました。亀甲副委員長がお述べになった、冊子を作って、子どもに学習の機会を与える、知る機会を与えることは、今、グーグルアカウント、それからBYOD導入で、非常に簡易になっています。ですから、良い冊子ができ、子どもに提供して、学ぶ機会を与えることは十分に検討できることと思います。

○亀甲副委員長 そういう機会をしっかりと提供して、認知度についても、国もこの3年間で5割まで上げる目標を掲げています。これから令和4年度予算の中でヤングケアラーの予算措置もされると聞いています。早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上の3本柱になるとのことです。早期発見では、自治体が行う実態調査や福祉、介護、医療、教育の関係機関の職員研修について国が財政支援を行うこと、また、医療機関がヤングケアラーを発見し、自治体の相談窓口などにつなげた場合、診療報酬を加算することも言われています。支援策の推進では、訪問型の家事・育児サポート、当事者同士がSNSで悩みを共有できるオンラインサロンの設置・運営、ヤングケアラーコーディネーターの設置など、精神的な取組を行う自治体を財政支援し、学校ではソーシャルワーカーの配置拡充を行う。社会的認知度の向上では、国も財政支援をしながらヤングケアラーをしっかりと見つけていこう、支援していこうとしています。最近、ヤングケアラーのCMをご覧になりましたか。昨日国のCMがありました。国もしっかり支援をしていこうと考えていると思います。県においても、よろしくお願ひします。

続いて、ハイリィ・センシティブ・チャイルド(HSC)、これは子どもで、ハイリィ・センシティブ・パーソン(HSP)、これは大人なのですが、音や光、臭いに敏感で、気を遣い過ぎて疲れやすいなど、人一倍繊細な特性を持つ方が、こう呼ばれています。HSCは、1966年、アメリカの心理学者が提唱した概念なのですが、1つ目、主に何事にも深く考え、処理する、2つ目、敏感で過剰に刺激を受けやすい、3つ目、共感力が高く、

感情の反応が強い、4点目に、ささいな刺激を察知するという4つの特性を持つと言われて
います。敏感な子どものことなのですが、行動をするのに時間がかかったり、合わない
服やちくちくする服が苦手である、また、音や光、臭い、味、暑さに敏感、人が怒られて
いるのを見るとつらくなる、逆に、症状や声の調子で小さな変化に気づいたりする特徴が
あるとのことです。発達障害の方と間違われやすく、また、敏感なことから不登校になっ
たり、人が怒られている姿を見ているだけで学校に行けなかったりすることがあるそう
です。H S Cをいろいろな人に話しても、知っている方もいますが、知らない方が多いです。
学校で不登校になる原因にもなっているということで、知り合いの方から電話があり、子
どもが奈良県の高等学校に通っている方が他の議会でH S Cの質問をされたのを聞き、自
分の子どももH S Cとわかったという話を聞きました。人が怒られている姿を見ると、自
分もそういう感情になって、学校に行けなくなり、今、不登校になっているそうです。奈
良県でもH S Cの質問して欲しいと言われ、高校生なので、文教くらし委員会で質問しま
すと答えました。こういう方がおられるという認知度が低く、これは障害でも何でもあり
ませんから、周りが理解してあげることがすごく大事だと思います。学校現場でH S Cに
関して周知していただきたいと思います。手を挙げるのも、ただ挙げられないのではなく、
自分の中では挙げたいけれど、いろいろなことが気になって挙げられない、分かっ
ていても挙げられない子もおられるみたいです。H S Cの理解も含めて、学校現場でも周知
していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山内学校教育課長 確かにH S Cの理解促進がどこまでできているのか、まだ不十分な
点はあると思います。先ほど亀甲副委員長がおっしゃった研究者の翻訳された著書が20
15年からかなり広まっていると思いますが、様々な特性を持つ子どもたちがいる前提で、
日々の指導に当たることが非常に重要だと思っています。今後、生徒指導担当者連絡会等
で周知を図りたいと思いますが、その際、この特性をネガティブに捉えずに、例えばH S
Cの子どもたちは、ほかの人が気づかないことに気づける、危険察知能力がある、こうい
うポジティブな面を評価しながら支えることが、支援の基本となると思います。そのよう
な点も併せて周知を図っていきたいと思います。

○亀甲副委員長 今、山内学校教育課長が言われたように、ポジティブに捉えることが大
切で、その上でどう対応していくかが大事かと思っています。調査結果の中で、5人に1人が
該当すると言われていきますから、特に子どもだと不登校の原因になっていくことも考えら
れるため、ポジティブに捉えていただいて対応していただければと思います。

医療的ケア児について、代表質問でも質問させていただき、知事からも全体的な答弁をいただきました。学校の対応も聞かせていただき、奈良県としても先進的に、早い時期から医療的ケア児に対応していただいていると聞かせていただきました。今回、この9月に医療的ケア児支援法が施行され、小学校、保育所や放課後児童クラブにも看護師か、それに準ずる方の支援が責務とされました。保育所は基本的には市町村が設置、又は私立なのかと思いますが、県として今後、市町村に支援されること、今までの取組も含め、教えていただきたい。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 医療的ケア児の取組について、医療的ケアを必要とする子どもの受入れを支援するため、市町村を支援する補助金制度があります。保育所や放課後児童クラブ等における看護師の配置への補助や、保育士や指導員が喀たん吸引、唾を吸引する、やり方を学ぶ研修の受講等への支援を実施しているところです。それに加え、県においても独自に医療的ケア児の支援者やコーディネーターを養成する研修を実施しており、保育士や保育所に勤める看護師にも受講していただいています。

○亀甲副委員長 医療的ケア児は、生まれたときから医療的ケアが必要な方もおられますし、途中で事故に遭われ、医療的ケアが必要になる方もおられると思います。今回、法律が施行され、子どもから大人になるまで全体的な支援をどうしていくかが問題かと思っています。私も相談を受けたことがあり、保育所、幼稚園、小学校、高等学校に行けるのかどうか、きちんと医療的ケアさえしたら行けるのにと、心配をされている保護者の方がたくさんおられます。今回、責務となり、各市町村によりしっかりとやっていただき、県としても市町村との連携やフォローアップをしていただきたいと思います。大変なことと思いますがしっかり連携していただいて、本当に心配のない環境で、保育所から学校まで行ける体制を、県としても応援していただけたらと思います。

最後の質問です。少し前に、特別支援学校へ、スクールバスの状況確認に行かせていただきました。スクールバスは、登録年数が25年を超えるもの、45万キロメートル以上走行しているものもあり、定期点検や、更新計画の作成などもしているとは聞いていますが、現場でお話を聞くと、クーラーが効かない、雨漏りがするというお話もありました。もしかしたら車両に不具合のあるものもあるのか聞いたところでは、そういうことはないですとお話はされていましたが、生徒、子どもを乗せて走っているバスですから、情報共有が必要だと思います。そのときに担当の室長補佐もいたのですが、現場で話を聞いて、全体的な調査もして、直せるものは速やかに直してあげてほしいと思いますが、いかがでし

ようか。

○中井特別支援教育推進室長　まずは、特別支援学校のスクールバスの保有現状についてお答えします。令和3年4月1日現在、新型コロナウイルス感染症対策により増車しているバスを除き、県が保有するスクールバスは35台です。購入後20年以上経過しているバスは6台、購入後10年以上20年未満のバスは14台、購入後10年未満のバスは15台となっています。亀甲副委員長ご指摘のとおり、購入後20年以上経過したバスの雨漏りやエアコンの不具合について情報をいただき、今回改めて、スクールバスを運行している全ての特別支援学校に、車両の状況等を再度確認するよう指示しました。その結果、子どもたちが現在、安全に乗車できていることを確認しました。また、雨漏り等の報告があった学校には、業者に修理が可能かどうか等を確認し、必要に応じて対応する予定です。

加えて、スクールバスの更新については、購入年度の古いバスから順次更新する計画を立てています。修理の履歴、各学校からの現状等の聞き取りも踏まえ、随時、更新計画を見直し、対応しているところです。

今後については、スクールバスの年1回の車検及び3か月ごとの定期点検を行うとともに、毎日の運行前点検を実施するなど、安全な運行管理に努めています。

○亀甲副委員長　不具合があれば順次やっていただければと思います。しっかりと更新計画もつくっていただき、定期点検もしていただいていますから、共有していただき、速やかに修理等を行うなど、対応をお願いします。

○森山委員長　ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で討論される場合は委員長報告に意見を記載しないこととなっています。反対された委員は反対討論されますか。

(「しません」と呼ぶ者あり)

では、委員長報告に反対意見を記載することとします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

では、これをもちまして本日の委員会を終わります。